

# 新型コロナウイルスの感染症対策に向けた 基本的な考え方・対応について

名張市立錦生赤目小学校

## 【基本的な考え方】

- ◎ 安全を最優先に考え、発熱等かぜ症状のある児童をはじめ、疑わしき事案については、原則として出席停止とすることにより、児童同士及び教職員との間での接触を避ける。
- ◎ クラスターの発生リスクを下げるための3原則を遵守し、クラスター発生リスクの高い3条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を徹底的に排除した環境づくりに努める。
- ◎ 感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように留意する。また、個人情報取り扱いにも留意する。

## 【新型コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項】

### 1 保護者への注意喚起

児童については、学校での感染リスクに備えるとともに、学校外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下の点において保護者への注意喚起を行う。

- ・毎朝、体温を測り、発熱（体温が37.5度前後）・咳などの症状がある場合は、登校を控えていただくよう保護者に周知する。
- ・健康観察表は、ご家庭で記載いただき、学校との健康状態の共有に活用する。
- ・すでに周知されている「密閉・密集・密接を避けること」「多数の人が集まる所に行かない」「不要不急の外出を避ける」ことを徹底いただく。
- ・「手洗い」「うがい」についても、こまめに行ってください。
- ・家庭での十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事・換気の励行を行う。
- ・家族で、手洗いや咳エチケットを徹底する。

### 2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり

#### （1）基本的な感染症対策

石けんでの手洗い（外から教室等に入る時やトイレの後、給食前、清掃後）の徹底・手指消毒用アルコールの活用、咳エチケットなどの基本的な感染症対策に関する指導を行う。

#### （2）教室内の換気・配席の工夫等

- 可能な限り窓は常時開けておく。これによりがたい場合は、教室の換気を休み時間ごとに行う。なるべく廊下側の窓は開ける。その際、原則として2方向の窓を同時に開ける。ただし、室温に注意し、必要に応じ、児童の服装についても配慮する。

- 教職員は、マスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）を着用することとし、必要以上に児童との距離を詰めないようにする。
- 教室等において、座席間を離して着席するなど、できるだけ児童間の距離を離すよう配慮する。
- グループ活動を行う際には、可能であれば複数の教室に分かれて実施する等の工夫を行い、児童同士が近距離での会話や発声を避けることができるようにしたり、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着したりするなどする。

### （3）消毒液を使った清掃の実施

教室・トイレなど児童が利用する場所のうち、特に多くの児童が手を触れる場所については、1日に1回以上、消毒を行う。

- ・主な消毒箇所 教室（ドア・窓等のノブ、取っ手、手すり、照明等のスイッチ）  
洗面所（蛇口、液体せっけんポンプ）  
トイレ（洗面所は同上、水洗取っ手、液体せっけんポンプ）
- ・消毒の方法 児童の下校後、担当者を決めて実施する。
- ・消毒液 次亜塩素酸水溶液（0.05%）入りポンプによる噴射

## 3 免疫力を高める指導

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導すること。保健・給食指導の充実を図る。

## 4 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。

## 5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しも感染の可能性があるのものであって、偏見や差別につながるような言動に対しては、断じて許されないという毅然とした態度で対応を行うようにする。また、子ども・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報管理を徹底するとともに、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮する。

### 【児童の出席停止・臨時休業について】

#### 1 児童の出席停止等の考え方

##### ア. 児童が感染者の濃厚接触者となった場合

濃厚接触者となった場合は、保健所等の指示に従うとともに、PCR検査を受け、陽性であれば下記の「イ」による対応とする。また、陰性であっても、保健所等の指示に

より自宅待機を行い、児童は出席停止とする。

#### イ. 児童が感染者となった場合

児童が感染者となった場合は、教育委員会の指示により、学校又は学級を原則臨時休業とするとともに、保健所等の指示に従い、学校医と連携して対応する。

### 2 出席停止・臨時休業発生時の対応

#### (1) 児童に感染者が判明した場合の対応

- ① 学校医・教育委員会との連携
- ② 保健所等、関係機との迅速な連携
- ③ 保護者への周知
- ④ 感染拡大防止に向けた情報収集
- ⑤ 学校内の消毒対応

#### (2) 臨時休業に係る学校から保護者等への周知・依頼

- ・教育委員会が臨時休業を決定した場合、関係する児童の保護者に、学校ホームページや、保護者メール等を活用して、速やかに臨時休業する旨とその期間を通知する。
- ・臨時休業を公表することにより、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点から公益を欠く場合は、教育委員会に事前に相談する。
- ・臨時休業の通知にあわせて、適宜、保護者に対して、児童の健康観察を依頼するとともに、臨時休業期間中も、定期的に児童の状態把握に努める等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努める。また、あわせて、臨時休業期間中の生活指導や学習面での指導にも努める。

### 3 臨時休業となった場合の学習指導について

臨時休業となった場合の学習指導については、家庭内での学習状況の確認、健康観察などを行うことを目的に、登校日を設ける。なお、休業日における登校日については、参加できない児童生徒を欠席扱いとはしない。

#### 【学校行事等の通常実施・内容変更・延期・中止に係る対応】

- 行事等については、命・健康を第一に、教育的意義、児童・保護者の思い、必要性の程度、経緯等を考慮し、工夫できることを検討する。
- 各担当は、各行事等について、①通常実施、②内容変更（形態、縮減、短縮等）③延期、④中止について検討し、なるべく早い時期に協議し、余裕をもって決定する。決定事項は必要に応じて保護者に周知する。（学校だより、ホームページ等）
- 各教科等授業について、いつ臨時休業に入ってもおかしくない状況を意識し、授業内容を計画的に着実に進める。